## 別表3 資格審査に係る提出書類(業種の追加申請用)

(全事業者共通)

○:必要 △:該当する場合のみ提出 ×:不要

書類番号	市 <b>内</b> 企業	準市内 企業	市 <b>外</b> 企業	提出書類	注意事項
_	0	0	0	入札参加資格審査申請における提出 書類一覧表【業種の追加】	・提出資料の一番上に添付。 ・提出する書類の記入欄に「〇」を記入すること。
1	0	0	0	建設工事入札参加資格審査申請書 申請営業所調書、委任状(見積・入 札・契約締結を営業所に委任する場 合。)	・申請業種は6業種まで。 ・申請日を記入すること(未記入の場合は、本市到着日を申請日とみなす)。 <参考 委任内容> ・委任事項 (1)~(6)のすべてに関する一切の権限 (1)見積、入札 (2)契約の締結、変更、解除 (3)代金の請求、受領 (4)契約保証 (5)その他契約に関する一切の権限 (6)前各号に関する復代理人の選任・委任期間 本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中
				申請業種等調書	
2	0	0	0	建設業許可証明書(写し) 建設業者・宅建業者等企業情報検索 システムの建設業者の詳細情報(業 者概要)(PDFファイル)を印刷し たもの 建設業許可通知書(写し) 建設業許可確認証明願(写し)	・申請日前、3か月以内に交付、印刷されたもの。 ・左のうちいずれか。 ・現在の代表者の氏名のもの。 ・内容に変更がある場合は、変更届出書の該当箇所 (写し)も併せて提出。 ・許可更新中の場合は、現在有効な左のいずれかの 書類と建設業許可申請書(写し)。
3	Δ	Δ	Δ	建設業許可申請書別紙二(営業所一覧)(写し) 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの営業所一覧の画面印刷	・左のうちいずれか。 ・本店以外に営業所がない場合は不要。 ・内容に変更がある場合は、変更届出書の該当箇所 (写し)も併せて提出。 ・許可更新中の場合は、現在有効な左のいずれかの 書類と建設業許可申請書(写し)。
4	0	0	0	経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書(写し)	・審査基準日が令和6年8月1日から令和7年7月 31日までのもので、最新のもの。 ・請求中の場合は、経営規模等評価申請書・総合評 定値請求書を提出し、通知書が交付され次第、令 和8年1月30日午後5時までに提出。期限まで に提出がない場合は無効。
(5)	×	$\triangle$	×	技術職員名簿(経営規模等評価申請 書・総合評定値請求書の別紙二)(写 し)	・前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。 ・市内企業については、「決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類」として提出が必要です。

書類番号	市 <b>内</b> 企業	準市内 企業	市 <b>外</b> 企業	提出書類	注意事項
6	×	×	×	貸借対照表(様式第15号)(写し)	・不要
7	Δ	$\triangle$	Δ	社会保険 (健康保険と厚生年金保険) への加入が確認できる書類	・④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し)において、「健康保険加入の有無」、「厚生 年金保険加入の有無」、「雇用保険加入の有無」欄 がそれぞれ「有」又は「除外」の場合は不要。
8	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	雇用保険への加入が確認できる書類	
9	×	×	×	<法人の場合> 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない旨の証明書(様式その3の3)(写し) <個人の場合> 「所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない旨の証明書(様式その3の2)(写し)	・不要
10	Δ	$\triangle$	$\triangle$	<法人の場合> 営業証明書(写し)	・申請日前、3か月以内に交付されたもの。 ・前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。 ・受任先が高松市外でも、高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む)を有する場合は、提出。 ・交付については、納税課 検収証明係(市役所2階16番窓口 TEL:087-839-2222)へ。
	×	×	×	<個人の場合> 住民票(写し)	・不要
(1)	×	$\triangle$	$\triangle$	高松市税(全税目)についての滞納 無証明書(写し)	・申請日前、3か月以内に交付されたもの。 ・前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。 ・受任先が高松市外でも、高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む)を有する場合は、提出。 ・交付については、納税課 検収証明係(市役所2階16番窓口 TEL:087-839-2222)へ。
12)	Δ	Δ		営業所の写真	・申請日前、3か月以内に撮影されたもの。 ・前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。 ・高松市内の営業所(本店を含む。)を、「写真撮影の留意点」に従って撮影し、提出。

<sup>※</sup> 許可行政庁の受付印等が押印されていない書類は、許可行政庁の審査を受けたものとみなす。